

大東市公益通報に関する要綱

平成18年3月31日
要綱第 6 号

(目的)

第1条 この要綱は、法令遵守の公正な市政運営を実施するため、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)に定めるほか、市政における職員等の公益通報等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 市職員、別表に定める市の出資団体およびその役員または職員、市から事務事業を受託または請負した事業者およびその役員または従業員ならびにこれらの者であった者をいう。

(2) 公益 市政の適法かつ公正な執行を通じて実現される社会一般の利益をいう。

(3) 公益通報 市政の適法かつ公正な執行を期するために、職員等により行われる通報および相談をいう。

(4) 通報者 職員等で、公益通報を行う者をいう。

(公益通報の対象)

第3条 公益通報の対象は、市の事務事業、市の出資団体の出資目的に係る事務事業または市から事務事業を受託もしくは請負した事業者における当該事務事業に関する事実で次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 法令(条例、規則等を含む。)に違反する事実

(2) 人の生命、健康、財産もしくは生活環境を害し、またはこれらに重大な影響を与えるおそれのある事実(前号に該当する事実を除く。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、これらに準じると認められる不当な事実

2 職員等は、前項各号に該当する事案があるときは、公益通報相談員(第6条の規定により設置するもの。)に公益通報することができる。

(通報者の責務)

第4条 通報者は、公益通報に当たっては、原則として実名で、確実な資料に基づき誠実にを行うよう努めなければならない。

(市長等の責務)

第5条 市長その他の市の任命権者は、公益通報を行った職員等に対し、不利益な取扱いを受けないよう適切な措置を講じるとともに、不利益な取扱い(事実行為を含む。)を行ってはならない。

(公益通報相談員)

第6条 市長は、職員等からの公益通報を処理するため、弁護士その他の識見を有する者および本制度の所管部署の職員の中からあわせて3人以内の者を公益通報相談員(以下「相談員」という。)として、委嘱または任命する。

2 相談員の任期は、2年(任期途中で交代したときの任期は、前任者の残任期間)とする。ただし、再任を妨げない。

3 市長は、相談員としてふさわしくない場合または相談員が辞職を希望する場合は、任期途中であっても、その職務を解くことができる。

4 相談員は、この要綱に定める場合を除き、職務に関して知り得た秘密(通報者の氏名を含む。)を漏らしてはならない。相談員でなくなった後も、同様とする。

(公益通報の受付)

第7条 相談員は、職員等から通報を受けたときは、その内容を誠実に聴取し、趣旨の確認に努め、公益通報の要件に該当するかどうかを判断し、その旨を通報者に伝えるとともに、通報の内容(本人同意のある場合を除き、個人を特定されない情報に限る。)および取扱方針を市長に通知するものとする。

2 前項の通知は、軽微なものにあっては、期間を定めて定期的に行うことができる。

3 相談員は、公益通報の受付に当たって、メールでの受付、個室での応対その他の情報が漏洩しない方法で実施しなければならない。

(事実調査)

第8条 相談員は、前条の通報が公益通報であり調査の必要があると判断した場合は、その事業について、違法または不当な事実の有無に関する調査を速やかに行わなければならない。この場合において、相談員は、市長の補助機関である職員に、当該調査を行わせ、または補助させることができる。

2 相談員は、調査が終了したときは、必要な資料を添付して、その結果を市長および関係する市の執行機関に報告し、通報者に通知しなければならない。

(違法な事実に対する措置等)

第9条 市長その他の市の執行機関(以下「市長等」という。)は、調査結果の報告により、違法または不当な事実があることが判明したときは、速やかに是正措置を行うほか、必要に応じて違法または不当な事実に関与した者を懲戒処分または告発するなど、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の措置を講じた場合、または調査の結果、違法または不当な事実がないと判明した場合は、その内容を相談員に報告し、調査結果およびその顛末を告示その他の方法で公表しなければならない。

(勧告)

第10条 相談員は、市長等が前条第1項の措置の一部または全部を行わないときは、措置を行うように勧告し、なお改善が見られない場合は、その旨を公表することができる。

(不利益な取扱いへの対応)

第11条 公益通報を行ったことを理由に不利益な取扱いを受けた通報者は、その旨を相談員に相談し、または公平委員会に相談または不服申立てすることができる。この場合において、通報者が、当該通報を行った後に受けた不利益な取扱いは、特段の事由がない限り、当該公益通報を理由として行われたものとみなす。

2 前項の相談を受けた相談員は、適切な助言を行うほか、市長その他の任命権者に対し、必要に応じて公平委員会と協力しながら、改善または防止のため必要な措置を講じるよう勧告することができる。

3 公平委員会は、第1項の相談を受けた場合は、大東市職員からの苦情相談に関する規則(平成17年公委規則第1号)の規定により、不服申立てを受けた場合は不利益処分についての不服申立てに関する規則(昭和31年公委規則第3号)の規定により適切に対応しなければならない。

(処分の軽減等)

第12条 市長は、通報者が公益通報に係る事実に関与した者であるときは、懲戒処分を軽減することができる。

2 市長は、通報に係る事実がないことが判明した場合に関係者の名誉が害されたと認めるときは、事実関係の公表等関係者の名誉を回復するため適切な措置を講じるものとする。

(職員等以外からの通報)

第13条 職員等以外の者から、市が権限を有し、かつ、市以外の法人等が行う事務について公益通報があったときは、当該事務を所管する課等が、当該公益通報を受け付け、

関係法令に基づき適切に対応しなければならない。

- 2 職員等以外の者から、職員等が行う事務について公益通報があったときは、広聴主管課で受け付けた後、相談員に移送した上で、職員等からの公益通報とみなして取り扱うものとする。
- 3 職員等以外の者から、前2項以外の公益通報があったときは、広聴主管課が、広聴事務として当該事務を所掌する機関を教示するほか、通報者に適切な情報を提供しなければならない。

(庶務)

第14条 相談員に関する庶務は、総務部総務課において行うものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、公益通報等に関し必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第7条の規定にかかわらず、弁護士その他の識見を有する者が相談員として委嘱されるまでの間は、総務部長、政策推進部長および公平委員会事務局長の職にあるものを相談員に充てるものとする。

別 表(第2条関係)

市の出資団体

| |
|--|
| 大東市土地開発公社 大東市再開発ビル株式会社 社団法人大東市シルバー人材センター 社会福祉法人大東市社会福祉協議会 |
|--|